

大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業（第3次公募）実施要領

（趣旨）

第1条 この実施要領は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日府地創第127号消地協第113号総行政第103号入管庁支第161号2文科政第25号厚生労働省発会0430第2号2農振第284号20200428財地第4号国総政第3号）、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）及び大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金交付要綱に基づいて、一般社団法人大分県工業連合会（以下「県工連」という。）が大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金の交付を受けて実施するものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な細目等を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この実施要領における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- （1）「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- （2）「一般事業者」とは、令和2年2月以降の1箇月間の売上げが前年同月比で10%以上減少した者をいう。
- （3）「特別事業者」とは、令和2年2月以降の1箇月間の売上げが前年同月比で15%以上減少した者をいう。

（事業の内容、補助対象者等）

第3条 事業の内容及び補助対象者は、別表に掲げるとおりとする。

（事業計画等の認定及び変更）

第4条 県工連からものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金（以下「県工連補助金」という。）の交付を受けようとする補助対象者は、大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応事業再興計画認定申請書（第1号様式）を知事あてに提出し、大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応事業再興計画認定書（第2号様式）により知事の認定を受けたものでなければならない。

- 2 前項の規定により認定を受けた内容（企業概要に関する部分を除く。）に変更が生じた補助対象者は、速やかに大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応事業再興計画変更認定申請書（第1号様式）を知事に提出し、大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応事業再興計画変更認定書（第2号様式）により知事の変更認定を受けなければならない。ただし、事業再興計画の変更は1回に限り認めるものとする。
- 3 知事は、補助対象者から提出された大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応事業再興計画認定申請書を不認定とする場合には、大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応事業再興計画（変更）不認定書（第3号様式）により通知するものとする。

（事業成果の報告）

第5条 県工連会長は、補助事業者に対し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して3年間にわたり導入効果の報告を求めるとし、毎年度の6月30日までに取りまとめて知事に報告するものとする。

（事業の執行）

第6条 県工連会長は、事業の目的達成のために効果的な事業執行に努めなければならない。

(秘密の保持)

第7条 県工連会長は、事業の実施によって知り得た補助事業者に関する情報について、適切に管理し、その秘密を保持しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項については、県工連会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年度2月補正予算に係る大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業から適用する。

別表（第3条関係）

事業の内容	コロナ感染症により落ち込んだ売上げ等を回復させるため、今後3年間を目途とした「コロナ危機対応 事業再興計画」を策定した補助対象者に対し、同計画に基づいて実施する設備投資、研究開発及び販路開拓に関する経費を支援するもの。
補助対象者	県内に事業所を有する中小企業等であって、統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づき、統計基準として定められた日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する製造業者又は知事が認めるもの。 （第1次公募又は第2次公募において認定を受けたものを除く。）

